

神戸市告示第 19 号

土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 5 条第 1 項の規定に基づき、
特定有害物質によって汚染されている区域を、次のとおり指定する。

平成 16 年 4 月 13 日

神戸市長 矢 田 立 郎

1 指定する区域

別図のとおり（東灘区本山南町 5 丁目 25 番の一部）

2 土壌汚染対策法施行規則（平成 14 年環境省令第 29 号）第 18 条第 1 項の
基準に適合していない特定有害物質の名称

シスー 1， 2－ジクロロエチレン並びにテトラクロロエチレン

別図

